



弁理士による法人の名称を 「弁理士法人」とすることについて

令和2年12月21日

日本弁理士会

弁理士による法人の名称を弁理士法人とすることについて（概要）

1. 現状分析

弁理士が扱う業務	◆ 特許業務法人が導入された平成12年以後、弁理士の業務範囲は拡大
「特許業務法人」のイメージ	◆ 「特許業務法人」という名称に、ユーザーの3割超が特許を専門的に行っているというイメージを持つ
他士業の法人名称・専権業務の範囲	◆ 特許業務法人より後にできた士業法人は、いずれも“士業名”+“法人” ◆ 監査法人は名称と専権業務の範囲が一致するが、特許業務法人は部分一致
ユーザーが今後依頼したい業務	◆ ユーザーが弁理士に今後依頼したい業務は、特許以外が大半

2. 現行制度の課題と課題解決のあるべき方向性

	課題解決のあるべき方向性
法人名称と業務範囲の不一致の課題	◆ 法人名称を「弁理士法人」とすることで、弁理士に接するユーザーが、特許に限らず、知的財産に関する幅広い業務を相談・依頼しやすくなる。
名称重複・矛盾の課題	◆ 事務所名称で専門分野を示した場合でも、法人名称との重複や矛盾が生じるといった問題を解決できる。

3. 制度導入後の想定課題と解決策の提案

想定課題	解決策
名称変更に関する移行手続きについて、関係者への説明が必要	◆ 説明会を開催して会員に周知 ◆ 移行に関するガイドブックを作成
法人名称が変更になったことの対外的な周知活動が必要	◆ 当会WEBサイト、機関誌「パテント」による周知
特許業務法人からの名称変更の実施状況の経過観察が必要	◆ 移行状況の観察及び指導

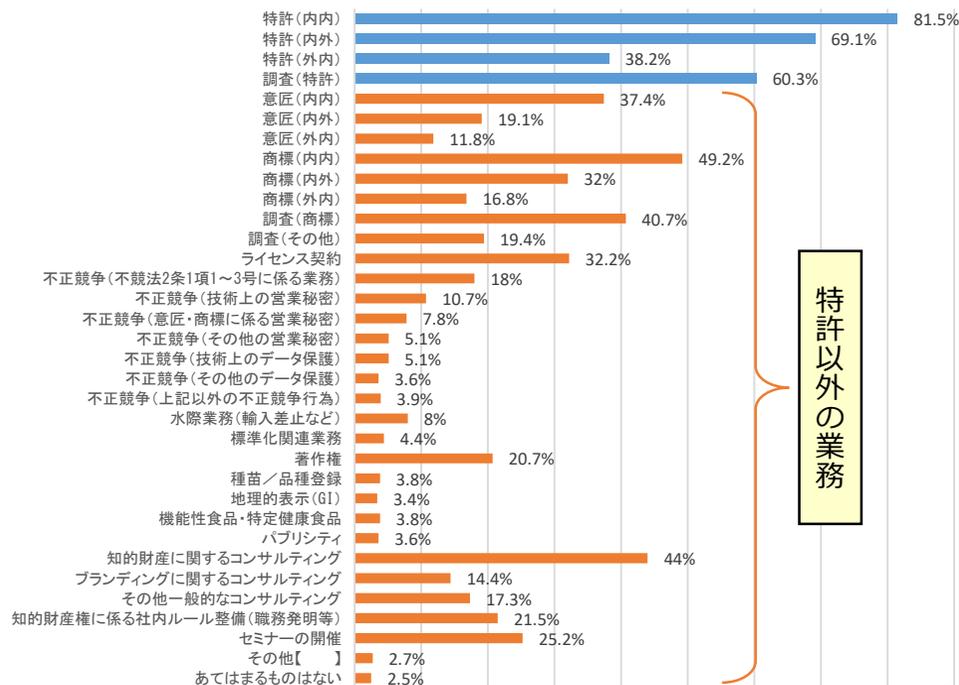
1. 現状分析

【弁理士が扱う業務】

近年、弁理士の活動分野は特許出願に限らず様々な分野に広がっている。

法改正年	改正の概要（主なもの）
平成12年	特定不正競争、著作権に関する業務の追加
平成26年	知的財産に関する専門家として、弁理士の使命が明記
平成30年	標準関連業務、限定提供データ業務の追加

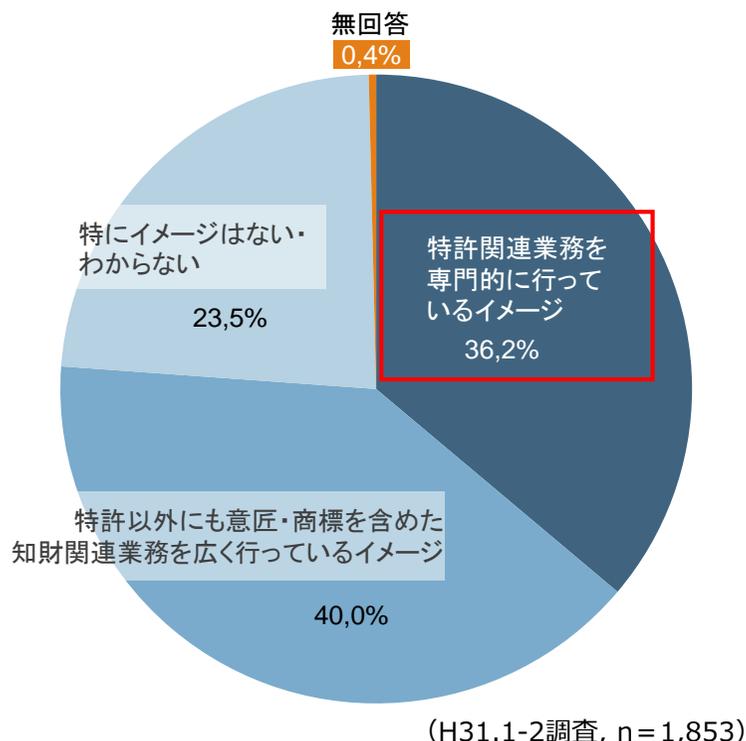
Q22: あなたの、現在の弁理士としての取り扱い業務に関して、当てはまるものをお答えください。(いくつでも) 複数回答



【「特許業務法人」のイメージ（第15回資料6再掲）】

それにもかかわらず、ユーザーの約3割が、現行の「特許業務法人」という名称に、特許を専門的に行っているというイメージを持っている。

Q6: “特許業務”法人という名称について、貴社・貴団体ではどのようなイメージを持ちますか。



1. 現状分析

【他土業の法人名称（第15回資料6再掲）】

いわゆる土業で法人制度が最初に導入されたのは公認会計士であり、次に弁理士、弁護士と続く。弁護士法人以降に法人制度が導入された土業法人の名称はすべて、“土業名”+“法人”である。

土業	法人名称	導入年	土業名+法人
公認会計士	監査法人	昭和41年	×
弁理士	特許業務法人	平成12年	×
弁護士	弁護士法人	平成13年	○
税理士	税理士法人	平成13年	○
司法書士	司法書士法人	平成14年	○
土地家屋調査士	土地家屋調査士法人	平成14年	○
社会保険労務士	社会保険労務士法人	平成14年	○
行政書士	行政書士法人	平成15年	○



【専権業務の範囲と法人名称（第15回資料6再掲）】

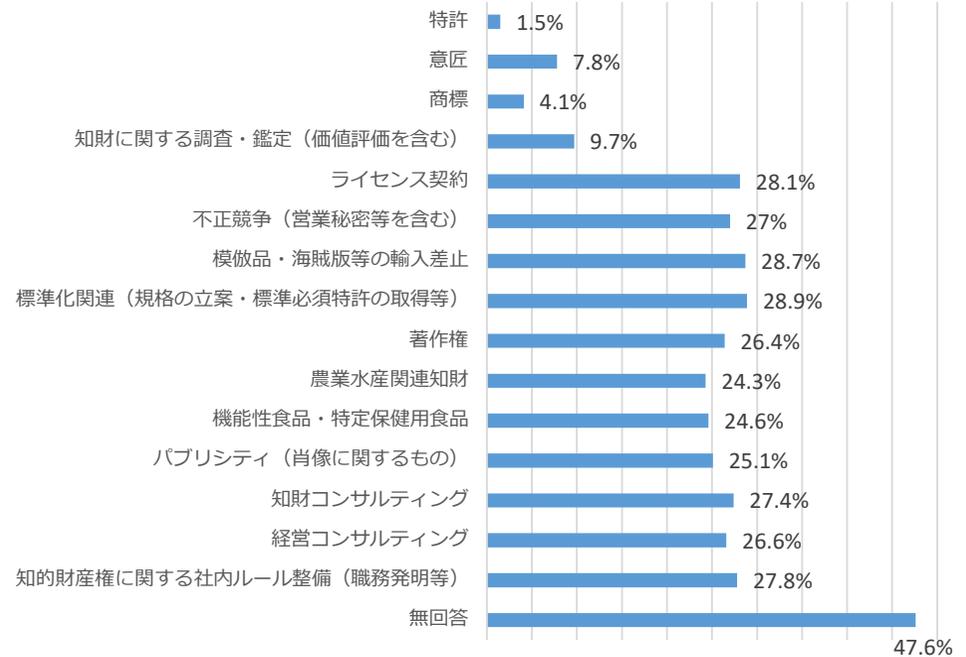
監査法人では、専権業務の範囲と法人名称が一致しているが、特許業務法人の場合、専権業務の一部しか名称に含まれない。

法人名称	専権業務	備考
監査法人	財務書類の監査又は証明 (公認会計士法2条1項、34条の5)	※(監査)証明とは、監査を行った結果について、意見を述べること
特許業務法人	特許・実用新案・意匠・商標(国際出願含む)の経産大臣への手続き代理とその鑑定 (弁理士法4条1項、40条)	

【ユーザーが今後依頼したい業務】

ユーザーアンケートによると、これまで弁理士に依頼したことがない業務で、今後依頼してみたい業務は、特許以外が大半を占める。

Q9: 知的財産関連の次頁の各業務について、貴社・貴団体が依頼をしてみたいが、今まで依頼したことがない業務があれば、それぞれ次頁の表に「○」をご記入ください。



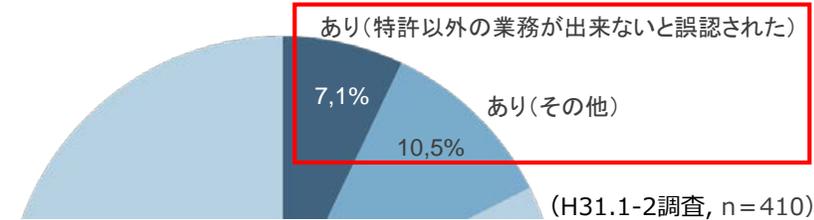
(H31.1-2調査, n=1,853)

2. 現行制度の課題と課題解決のあるべき方向性

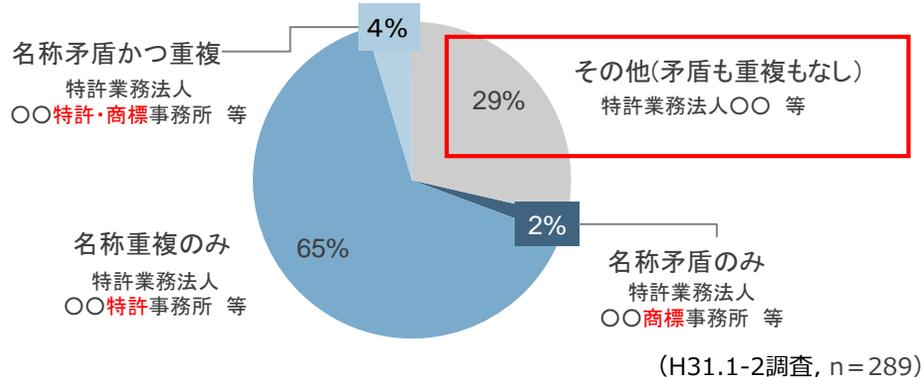
課題（第15回資料6再掲）

- ① 現行の法人名称は、専権業務に限ってもその一部しか表示しておらず、また制度導入後に弁理士の業務範囲が拡大していることもあり実際の業務範囲と一致した法人名称にする必要性が生じている。

○名称が問題となったケース



- ② 事務所名称に専門分野を示す表記を含めるのが業界の慣行であるところ、全法人の7割超において専門分野を示す表記と法人名称との間で重複や矛盾が生じている。



課題解決のあるべき方向性

- 法人名称を「弁理士法人」とすることで、法人名称から弁理士が行うことのできる業務を行う法人であることが明確となり、特に初めて弁理士に接するユーザーが、知的財産に関する幅広い業務を相談・依頼しやすくなる。

- 事務所名称で専門分野を示した場合でも、法人名称との重複や矛盾が生じるという問題を解決できる。

(変更例)

現商号	新商号
特許業務法人 ○○特許・商標事務所	弁理士法人 ○○特許・商標事務所

3. 制度導入後の想定課題と解決策の提案

想定課題	解決策
<p>a. 円滑な移行を促すべく、名称変更に関する移行手続きについて、関係者への説明が必要。</p>	<p>○説明会等を通じての周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特許業務法人の関係者に対して、説明会を開催し、必要な手続き等を精緻に説明。 <p>○移行に関するガイドブックを作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 移行に必要な手続き等を整理。 ➤ 会員専用WEBサイトからいつでも確認できるよう準備。
<p>b. 法人名称が変更になったことの十分な周知活動が必要。</p>	<p>○積極的な広報活動による周知の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当会WEBサイト上でPR。 ➤ 当会の機関誌である『パテント』誌の記事等により周知を図る。
<p>c. 特許業務法人からの名称変更の実施状況の経過観察が必要。</p>	<p>○移行状況の観察及び指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 移行期間において、会として名称変更の実施状況を観察し、必要な指導を行う。